

似て非なるものに「ペダル付き原動機自転車」と「電動アシスト自転車」があります。

ペダル付き原動機自転車を運転していた女性が無免許運転で検挙された、などというニュースを最近耳にするようになった。

2つの自転車の違い？

うになりました。自転車とそっくりなので、運転免許を取らずに運転する人がいるようです。

この自転車の特徴は、ペダルを漕がなくてもハンドル部分のアクセルを

回せばバッテリーとモーターが電気でも動き出す点です。道路交通法では原動機付き自転車に当たり、方向指示器やナンバーの登録も必要です。一方、電動アシスト自転車はペダ

ルを漕ぐ力をモーターで補助します。道路交通

法施行規則では「自転車」として扱われます。自転車に乗る時は、両者の違いをよく確認し、無免許運転しないよう注意しましょう。



交通安全10メモ